

福島県相双地域で 自転車合宿をしよう！

自転車合宿を実施する団体へ宿泊費の一部を補助します！



補助対象者

- ・学校（大学・高校等）の自転車部
 - ・社会人が所属する運動部・運動団体、プロチーム
 - ・実参加者数が5人以上
- ※各種競技大会参加を目的とした宿泊は対象外

補助対象経費・補助率

- ・宿泊費の1/2以内
ただし1泊1人あたり3,000円、1団体あたり10万円を上限

申請手続き

- ・申請書類、申請方法については、相双地方振興局HPをご確認ください。



補助要件

- ・1団体あたり延べ宿泊者数10人泊以上の宿泊を行うこと【延べ宿泊者数＝宿泊者数×宿泊日数】
例：10人で合宿×2泊＝20人泊
- ・相双地域管内(12市町村※1)の宿泊施設を利用すること
- ・相双地域管内の過疎・中山間地域内(※2)の練習コースを組み込んだ活動とすること。また、地域活性化を図るため、観光関連施設等の利用に努めること
- ・合宿の様子をSNSやホームページ等で発信するなど、地域の魅力発信に努めること

※1 対象となる市町村

相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村

※2 対象となる過疎・中山間地域

相馬市（旧山上村、旧玉野村）、南相馬市（旧原町市石神村、旧鹿島町上真野村、旧小高町福浦村、金房村）、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町（旧新山町、旧長塚村）、浪江町、葛尾村、飯館村



お問い合わせ先

福島県相双地方振興局 企画商工部 地域づくり・商工労政課
TEL：0244-26-1117 FAX：0244-26-1120
E-mail soso-localsupport@pref.fukushima.lg.jp

地域創生総合支援事業（県戦略事業（過疎・中山間地域振興事業分））地域滞在支援事業（自転車合宿補助）